

|                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">令和 8 年 第 1 0 回<br/>川西市教育委員会（定例会）議事日程表</p> |
|--------------------------------------------------------------------------|

会議日時 令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 午後 2 時 3 0 分から  
場 所 川西市役所 4 階 庁議室

| 日程<br>番号 | 議 案<br>番 号 | 付 議 事 件                                             | 備考 |
|----------|------------|-----------------------------------------------------|----|
| 1        |            | 議事録署名委員の選任                                          |    |
| 2        |            | 前回議事録の承認                                            |    |
| 3        |            | 教育委員の活動について                                         |    |
| 4        | 報告 第 2 号   | 専決報告について<br>（こども教育基金条例の制定について）                      |    |
| 5        | 報告 第 3 号   | 専決報告について<br>（令和 8 年度川西市一般会計補正予算について）                |    |
| 6        | 議案 第 2 1 号 | 教育行政事務評価委員の選任について                                   |    |
| 7        |            | 諸報告 令和 8 年 5 月 1 日時点の留守家庭児童育成クラブの待機児童数について          |    |
| 8        |            | 諸報告 令和 8 年度市立留守家庭児童育成クラブ<br>夏季休業期間中の昼食配食サービスの変更について |    |

令和 8 年 第 1 0 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

## 目

## 次

- 報告 第 2 号 専決報告について  
(こども教育基金条例の制定について)
- 報告 第 3 号 専決報告について  
(令和 8 年度川西市一般会計補正予算について)
- 議案 第 21 号 教育行政事務評価委員の選任について

専決第 2 号

こども教育基金条例の制定について

こども教育基金条例の制定について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和8年6月4日専決

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

## 報告第 2 号

### 専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月19日提出

川西市教育委員会  
教育長 石 田 剛

### 記

こども教育基金条例の制定について

川西市こども教育基金条例

(設置)

第1条 こどもの教育環境の充実を図るため、川西市こども教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 川西市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額
- (2) こどもの教育環境の充実を目的とした寄付金
- (3) 第4条に定める剰余金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の目的のために必要な経費に充てるものとし、剰余金が生じた場合は、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるとき、又は預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生したときその他必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的のために使用する場合は、予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決第 3 号

令和 8 年度川西市一般会計補正予算について

令和 8 年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年川西市教育委員会規則第 1 1 号）第 4 条第 1 項の規定により専決した。

令和 8 年 6 月 4 日専決

川西市教育委員会  
教育長 石 田 剛

## 報告第 3 号

### 専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月19日提出

川西市教育委員会  
教育長 石 田 剛

### 記

令和8年度川西市一般会計補正予算（第1回）

## 令和 8 年度川西市一般会計補正予算（第 1 回）教育委員会関係分

歳出

（単位：千円）

| 款・項・目                   | 事業名（所管課）・支出費目              | 金額     |
|-------------------------|----------------------------|--------|
| 10教育費 01教育振興費 01教育総務費   | 教育委員会総務管理事業（教育総務課）<br>積立金  | 94,000 |
| 10教育費 01教育振興費 02学校教育推進費 | 基礎学力定着推進事業（教育保育課）<br>備品購入費 | 6,000  |
| 10教育費 02小学校費 02学校給食費    | 小学校給食運営事業（給食課）<br>需用費      | ▲2,002 |
| 10教育費 02小学校費 02学校給食費    | 小学校給食運営事業（給食課）<br>扶助費      | 2,002  |
| 10教育費 02特別支援学校費 02学校給食費 | 特別支援学校給食運営事業（給食課）<br>需用費   | ▲305   |
| 10教育費 02特別支援学校費 02学校給食費 | 特別支援学校給食運営事業（給食課）<br>扶助費   | 305    |

議案第 21 号

教育行政事務評価委員の選任について

別紙の者を教育行政事務評価委員に選任するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年6月19日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、教育行政事務評価委員を新たに選任する必要があるので本案を提出する。

別 紙

令和 8 年度教育行政事務評価委員として選任する者

令和 8 年 6 月 1 9 日現在

|   | 氏 名    | 現職                                                          | 備考  |
|---|--------|-------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 川口 貴大  | 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育政策リーダーコース 教授                              | 初任  |
| 2 | 安達 友基子 | ルート法律事務所 弁護士<br>吹田市教育委員（現教育長職務代理者）<br>本市法律相談契約弁護士（2021年8月～） | 5期目 |

# 諸 報 告

令和 8 年 6 月 1 9 日（金）

1. 令和 8 年 5 月 1 日時点の留守家庭児童育成クラブの待機児童数について  
(入園所相談課)
  
2. 令和 8 年度市立留守家庭児童育成クラブ夏季休業期間中の昼食配食サービスの変更について  
(入園所相談課)

## 令和8年5月1日時点の留守家庭児童育成クラブ待機児童数について

### 【今年度の入所状況と精査結果】

留守家庭児童育成クラブ（以下、育成クラブと表記）の令和8年5月1日時点の入所児童数は1,474人であり、待機児童数は125人でした。令和7年5月1日時点と比較すると、入所児童数は38人減少し、待機児童数は14人増となりました。

今年度からは「放課後キッズプレイス」を11校に拡大して設置しましたが、育成クラブの待機児童125人のうち、94人はキッズプレイスを利用しながら同時に育成クラブの空きを待っておられる状況の方であります。よって、待機児童数は増加しているものの「実質的に放課後の居場所を全く利用していない待機児童」は31人となり、昨年度の111人と比べると状況は改善されつつあると言えます。

|          | 育成クラブ入所児童数 | 育成クラブ待機児童数 | 放課後キッズプレイス<br>利用者児童数     |
|----------|------------|------------|--------------------------|
| 令和7年5月1日 | 1,512人     | 111人       | 0人                       |
| 令和8年5月1日 | 1,474人     | 125人       | 603人<br>(内育成クラブ待機児童数94人) |
| 増減       | 38人減       | 14人増       | 603人増                    |

※放課後キッズプレイスの試行実施学校は以下のとおりです。

久代小・加茂小・川西小・桜が丘小・川西北小・明峰小・多田小・多田東小・緑台小・陽明小・牧の台小

### 【待機児童の学年別内訳】

(単位：人)

| 国基準    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 令和7年5月 | 2   | 5   | 15  | 55  | 26  | 8   | 111 |
| 令和8年5月 | 0   | 0   | 54  | 47  | 17  | 7   | 125 |

  

| 国基準外   | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 令和7年5月 | 0   | 5   | 4   | 6   | 0   | 1   | 16 |
| 令和8年5月 | 0   | 11  | 9   | 5   | 9   | 1   | 35 |

### 【待機児童の校区别内訳】

(単位：人)

| 国基準    | 久代 | 加茂 | 川西 | 桜が丘 | 川西北 | 明峰 | 多田 | 多田東 | 緑台 | 陽明 | 清和台 | 東谷 | 牧の台 | 合計  |
|--------|----|----|----|-----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|-----|
| 令和7年5月 | 15 | 8  | 1  | 22  | 17  | 21 | 3  | 7   | 4  | 6  | 0   | 6  | 1   | 111 |
| 令和8年5月 | 16 | 21 | 24 | 0   | 11  | 22 | 0  | 0   | 0  | 2  | 1   | 2  | 26  | 125 |

  

| 国基準外   | 明峰 | 多田 | 多田東 | 東谷 | 合計 |
|--------|----|----|-----|----|----|
| 令和7年5月 | 6  | 4  | 5   | 1  | 16 |
| 令和8年5月 | 9  | 11 | 6   | 9  | 35 |

※国基準外とは、他に利用可能な育成クラブがあるにもかかわらず、特定の育成クラブへの入所を希望するなどで待機いただいている待機児童数

## 令和8年度市立留守家庭児童育成クラブ夏季休業期間中の 昼食配食サービスの変更について

### 1【事業者からの中止の申し出】

標記の配食サービスは、中学校給食センター整備・運営 PFI 事業の「付帯事業」として、令和5年度より実施してまいりました。

この度、事業者である日本国民食（株）より、毎年赤字となっている当該サービスについて、「採算がとれず、運営事業そのものに影響をおよぼす懸念がある」ことを理由として、令和8年度の付帯事業中止の申し出がありました。

### 2【契約書に基づく終了の承認】

付帯事業中止の申し出に対して、本件事業契約書上で「市は合理的な理由が無い限り承認する」旨が定められており、当該案件に関して承認する決定をいたしました。

### 3 代替サービスの案内

一方で、当該事業の中止に伴い、提供可能な代替サービスを検討した結果、「ワタミの宅食」を案内することといたしました。（資料1）

- ・ 今年度から全小学校を対象に1食から配達が可能
- ・ 他市で同サービスの実施実績がある
- ・ 利用方法に大きな変更が無い。

（利用者が直接事業者注文・支払いを行い、弁当が育成クラブに配達される）

### 4 利用者への案内

今後、遅滞なく案内していきます。

学  
割

# 学校・施設の皆様へ 「ワタミの宅食」を ご利用ください!

管理栄養士監修のバランスのとれたお弁当を毎日日替わりでお届けします。  
1日からご注文可能。学割価格でご利用いただけます。※一部商品は、学割対象外です。



お好みの商品をご注文ください! 日替わりで商品変更も可能です。



- 10品目以上(食材数・毎日)
- 食塩相当量 1.5g 以下※1
- 250kcal 以上※1
- ごはん量 約80g

ごはん  
付き

通常価格  
(税込) 620円  
学割価格  
(税込) **470円**

冷蔵でお届けするため、ごはんが硬め  
になっています。ご了承ください。

※1 5日間の平均値です。



- 15品目以上(食材数・毎日)
- 食塩相当量 2.0g 以下※1
- 350kcal 基準※1
- ごはん量 約110g

ごはん  
付き

通常価格  
(税込) 620円  
学割価格  
(税込) **580円**

冷蔵でお届けするため、ごはんが硬め  
になっています。ご了承ください。

※1 5日間の平均値です。



- 15品目以上(食材数・毎日)
- 食塩相当量 2.5g 以下※1
- 500kcal 基準※1
- ごはん量 約150g

ごはん  
付き

通常価格  
(税込) 710円  
学割価格  
(税込) **650円**

冷蔵でお届けするため、ごはんが硬め  
になっています。ご了承ください。

※1 5日間の平均値です。



- 15品目以上(食材数・毎日)
- 食塩相当量 2.0g 以下※1
- 250kcal 基準※1

惣菜  
のみ

通常価格  
(税込) 590円  
学割価格  
(税込) **550円**

ごはんは付いておりません。おかずの  
みの商品です。ごはんやおにぎりはご持  
参ください。

※1 5日間の平均値です。



- 20品目以上(食材数・毎日)
- 食塩相当量 3.0g 以下※1
- 400kcal 基準※1
- 野菜量 120g以上※1
- たんぱく質量 15g基準※1

惣菜  
のみ

通常価格  
(税込) 690円  
学割価格  
(税込) **620円**

ごはんは付いておりません。おかずの  
みの商品です。ごはんやおにぎりはご持  
参ください。

※1 5日間の平均値です。



- 20品目以上(食材数・毎日)
- 食塩相当量 4.0g 以下※1
- 500kcal 基準※1
- 野菜量 120g以上※1
- たんぱく質量 20g以上※1

惣菜  
のみ

通常価格  
(税込) 790円  
学割価格  
(税込) **690円**

ごはんは付いておりません。おかずの  
みの商品です。ごはんやおにぎりはご持  
参ください。

※1 5日間の平均値です。

## ご注意 (ご注文前に、必ずご確認ください。)

- お弁当はお届け当日14時までにお召し上がりください。
- 食べ残しは帰宅後にお召し上がりにならないようお願いいたします。万が一お召し上がりになった際の責任は負いかねます。
- お箸やスプーンなどは、ご家庭で準備をお願いいたします。環境への配慮にご協力をお願いいたします。
- アレルギー対応のお弁当・お惣菜はございません。保護者さまの責任においてご注文ください。●お弁当・お惣菜の持ち帰りは、食品衛生上の観点からご遠慮いただいております。●都合により、献立を変更させていただく場合がございます。●天災などやむを得ない事情によりお届けが遅れる、またはできない場合がございます。●受付締切後の追加・変更・キャンセルは、土日祝日を除くお届け日の2日前までの午前9時～午後3時の対応とさせていただきます。●休校などの影響で施設自体がお休みとなる場合や病欠などの場合は、お届け日2日前の午後3時までにご連絡ください。恐れ入りますが、以降のキャンセルはお受けできません。また、その際、ご自宅などへのお届けはできかねます。

◎品目数、食塩相当量、熱量、野菜量、たんぱく質量は1食あたりの数値です。◎熱量、栄養素の補給につながる調味料の一部(油脂類、小麦粉などの粉類、砂糖、味噌など)は1品目として数えています。◎熱量の基準値は5日間コース平均で±50kcalの範囲としています。◎野菜量には、いも類、きのこ類、豆類、海藻類を含みます。◎栄養成分値、野菜量は献立作成時の計算値です。目安の数値としてお考えください。※写真は1人用の献立例のイメージです。

# ご指定の学校・施設へお弁当をお届けします。 必要な分をご注文するだけ。 もうお弁当の心配はいりません。

昼食のご用意は  
「ワタミの宅食」に  
おまかせください！



注文から  
お届けまで

毎週水曜日までに  
翌週分を注文する

翌週から、学校／施設に  
お届けします。

■対象:ご契約の学校または施設在籍の児童・生徒。学校・施設職員の皆さま。

## ご注文方法 ※別紙のご注文の手引きをご覧ください

- ご注文は「ワタミの宅食 学割専用ホームページ」より入力をお願いします。  
※「ワタミの宅食」ホームページよりご注文されますと通常価格での購入となりますのでご注意ください。
- お支払いは「クレジットカード払い」のみ受け付けております。  
※ご注文完了後にクレジットカードの承認が下りない、または決済エラーが発生した場合は、  
商品をお届けできません。あらかじめご了承ください。
- お届け先情報の郵便番号には学校・施設からのお知らせに記載されている施設番号を入力してください。



＼みなさまのご注文を心よりお待ちしております／

## ご注文は「学割専用ホームページ」へ▶

お気軽に  
お問合せ  
ください！

「ワタミの宅食」受付センター

受付時間: 午前9時～午後6時

※電話番号のお掛け間違いに、ご注意ください。※非通知  
設定されている方は、電話番号の前に186を付けてダイヤルするな  
ど番号を通知してお掛けください。■お客さまに関する情報は、各種  
商品の宅配・発送、サービス・イベント・キャンペーンのご案内のほ  
か、個人を特定しない統計的情報として利用させていただきます。  
詳しくは弊社ホームページ「プライバシーポリシー」をご覧ください。

0120-937-235



## 夕食のご用意も「ワタミの宅食」にお任せください！

### ワタミのミールキットなら

買い物いらずで、  
献立を考える手間もなし



その日の  
夕食の食材を  
自宅までお届け！※1



- 食材カット済み
- オリジナル調味料で味付けラクラク！

PAKUMOGU

モニターの子どもの80%  
以上が「おいしい」と認めた  
メニューだけをお届け。



あっ!とごはん※2

15分の簡単調理で、  
主菜と副菜の2品が完成！



初めて  
ご注文の方限定！  
キャンペーン

ワタミのミールキット  
週5日以上のご注文で

半額

お一人さま  
1食あたり  
300円  
宅配料込  
税込

2人用  
週5日

通常価格  
6,000円  
宅配料込・税込

キャンペーン価格  
3,000円 半額

3人用  
週5日

通常価格  
9,000円  
宅配料込・税込

キャンペーン価格  
4,500円 半額

対象 ワタミのミールキットを初めて利用される方、または6ヵ月以上お休みされている方

※割引は、初回お届けの1週分に限りです。※他のキャンペーンとの併用はできません。※定期注文は対象外です。※祝日がある週は、週4日以上のご注文が対象となります。※本キャンペーンは、予告なく変更または終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。  
※1 油や塩、小麦粉、米など、一部お客さまにご準備いただく食材もございます。※2 商品に「ごはん」は含まれておりません。●写真はイメージです。食器や食材トレーなどは商品に含まれておりません。●調理時間は2人用1セットの実作業の目安です。●風味の落ちる食材など、一部カットしていないものもございます。●オリジナル調味料は主菜用としてお届けいたします。●月曜日～金曜日のお届けです。土曜日の献立は前日金曜日にお届けします。金曜日が祝日の場合は、土曜日分のお届けもお休みとさせていただきます。日曜祝日はお休みです。祝日のある週は価格が異なる場合がございます。●2～3人用での販売です。●受付締切後の変更、キャンセルはご遠慮いただいております。●保証金や入会金などは一切ございません。●一部、お届けできない地域がございます。詳しくはお問い合わせください。●天災などやむを得ない事情によりお届けが遅れる、またはできない場合がございます。

## 持続可能な開発目標(SDGs)の達成にむけて

ワタミグループでは、SDGs(国連で採択された「持続可能な開発のための2030年までの目標」)の目標達成に向けて積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS

ワタミ株式会社(2025年11月の情報を掲載)